

仮訳

(草案)

保健省告示

仏暦.....年(.....号)

仏暦 2522 年食品法に従い発行する

「残留有害物質を含有する食品 (第 3 版)」

残留有害物質を含有する食品に関する保健省告示の改訂を行うべきと考慮されるため、仏暦 2522 年食品法、第 5 条第 1 段落、第 6 条(2)(3)(9)の権限に従い、保健大臣は以下の通り告示する。

第 1 項 以下の内容を仏暦 2560 年第 387 号保健省告示「残留有害物質を含有する食品」の添付書類「仏暦 2535 年有害物質法に従う第 4 種有害物質第 1 リスト」の第 83～87 番として追加する。

83	クロルピリホス(chlorpyrifos)
84	クロルピリホス-メチル(chlorpyrifos-methyl)
85	パラコート(paraquat)
86	パラコートジクロリド(paraquat dichloride)
87	パラコートジメチルサルフェート(paraquat[bis (methyl sulfate)])又はパラコートメトサルフェート(paraquat methosulfate)

第 2 項 2017 年 8 月 18 日付、仏暦 2560 年第 387 号保健省告示「残留有害物質を含有する食品」の添付書類、第 2 リスト「残留有害物質の上限値(Maximum Residue Limit, MRL)」第 1 番のクロルピリホス(chlorpyrifos)および第 23 番のパラコート(paraquat)を取り消す。

第 3 項 販売用食品生産者および輸入者は、以下それぞれの状況に応じて対応すること。

(1) 2020 年 6 月 1 日より前に国内で製造された食品は、2017 年 8 月 18 日付、仏暦 2560 年第 387 号保健省告示「残留有害物質を含有する食品」に従うこと。また当告示が施行されてから 30 日以内に当告示の内容に従うこと。

(2) 2020 年 6 月 1 日より前に輸出国から輸出された輸入食品は、2017 年 8 月 18 日付、仏暦 2560 年第 387 号保健省告示「残留有害物質を含有する食品」に従うこと。また当告示が施行されてから 30 日以内に当告示の内容に従うこと。

第 4 項 本告示は官報掲載の翌日から施行される。

告示日

本書は見解を求めることを目的とした回覧のためのものである

仏暦 2522 年食品法に従い発行される仏暦.....年(第.....号)保健省告示
「残留有害物質を含有する食品(第 3 版)」(草案)作成に関する説明

経緯

1. 保健省告示「残留有害物質を含有する食品」は、農産物規格「モーゴーソー.9003-2547」と農産物規格「モーゴーソー.9002-2559」に沿った原則を定めている。現在「残留有害物質を含有する食品」に関する保健省告示は 2 つ存在している。1 つ目は仏暦 2560 年第 387 号保健省告示「残留有害物質を含有する食品」であり、2 つ目は仏暦 2522 年食品法に従い発行された仏暦 2561 年第 393 号保健省告示「残留有害物質を含有する食品(第 2 版)」であり、そこには以下のような概要の規制が定められている。

1.1 仏暦 2535 年有害物質法第 1 リスト(第 4 種有害物質リスト)に従った第 4 種農業有害物質が検出されることを禁じる。

1.2 第 2 リストに従い残留有害物質の上限値(Maximum Residue Limit; MRL)を定める。

1.3 第 2 リスト以外の MRLs 値は、FAO/WHO 食品規格プロジェクトの委員会(Codex Alimentarius commission, Joint FAO/WHO Food Standards Programme)が定める規制を超えてはならない。

1.4 第 3 リストで MRLs 値を設定していない残留有害物質および第 3 リスト以外のもののデフォルトリミット(default limit)は 0.01mg/kg と定める。

1.5 第 4 リストに従い、避けることが出来ない原因による混入による残留有害物質の上限値(Extraneous Maximum Residue Limit, EMRL)を定める。

2. 2020 年年 4 月 30 日付け第 2-1/2563 回会議における有害物質委員会は、工業省告示「仏暦.....年有害物質リスト(第.....版)」草案に同意した。これは以下の物質を第 4 種有害物質と定めるための告示発行である。

- Chlorpyrifos
- Chlorpyrifos-methyl
- Paraquat
- Paraquat dichloride
- Paraquat [bis (methyl sulfate)] or paraquat methosulfate

この内容が 2020 年 6 月 1 日に施行される。

このため食品医薬品事務局は、保健省告示「残留有害物質を含有する食品」の第 1 リストおよび第 2 リストが前述の工業省告示と一致するように修正しなければならない。

3. 食品医薬品事務局は、今後、法的に施行するため仏暦 2522 年食品法に従った仏暦.....年保健省告示(第.....号)「残留有害物質を含有する食品(第 3 版)」(草案)を作成した。

告示草案の概要

1. 以下 2 種類、合計 5 品目の農業有害物質を追加する。

- Chlorpyrifos
- Chlorpyrifos-methyl
- Paraquat

- Paraquat dichloride
- Paraquat [bis (methyl sulfate)] or paraquat methosulfate

これらは仏暦 2566 年(訳注: 仏暦 2560 年の間違いと推測される)第 387 号保健省告示「残留有害物質を含有する食品」に添付されている第 1 リストにおける第 83~87 番の物質となる。

2. 仏暦 2560 年第 387 号保健省告示「残留有害物質を含有する食品」添付されている第 2 リストにおける農業有害物質第 1 番クロルピリホス(chlorpyrifos)および第 23 番パラコート(paraquat)の残留上限値(Maximum Residue Limit, MRL)を取り消す。これらは保健省告示に添付されている第 1 リストの第 4 種有害物質として追加されたためである。これによりこれらは食品から検出されてはならないこととなる。

3. 経過措置: 本告示が施行されるまでの猶予期間を設ける。2020 年 6 月 1 日までの生産者または輸入業者は 2017 年 8 月 18 日付け仏暦 2560 年第 387 号保健省告示「残留有害物質を含有する食品」に従うこと(訳注: 「2020 年 6 月 1 日までに生産された食品の生産者、または同日までに輸出元国から輸出された食品の輸入業者は保健省告示第 387 号に従うこと」を意味していると推測される)。そして本告示施行後 30 日以内に本告示の内容に従うこと。

(注) この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、JETRO Bangkok が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、本情報の採否はお客様のご判断でお願い申し上げます。万一、不利益を被る事態が生じましても、JETRO は責任を負うことができませんのでご了承ください。